

公益財団法人日本ソフトテニス連盟

倫理委員会規程

(趣旨)

第1条 この規定は、公益財団法人日本ソフトテニス連盟役員・職員倫理規程（平成16年6月5日施行）第5条第2項の規定に基づき、公益財団法人日本ソフトテニス連盟倫理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものである。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長1人及び委員4人以内をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は公益財団法人日本ソフトテニス連盟定款（平成24年4月1日制定）第25条第2項により第一順位に指名された副会長を委員長、副委員長は専務理事をもって充てる。

2 委員長は、議事その他の会を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)委員長以外の副会長

(2)総務委員長

(3)競技委員長

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席者の全員でこれを決する。

4 委員長に事故がある場合における第2項の規定の適用については、第3条第1項に規定する副委員長は、委員長とみなす。

(委員の除斥)

第6条 委員のうち第4条第2号及び第3号の委員は、自己に関する事項については、その調査審議に加わることができない。

(結果の報告)

第7条 委員長は、会議が終了したときは、速やかにその結果を会長に報告しなければならない。

(幹事)

第8条 委員会に、幹事を置く。

2 幹事は、事務局長をもって充てる。

3 幹事は、委員会の所掌事務について、委員長、副委員長及び委員を補佐する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局において総括し、及び処理する。

附則 この規程は、平成16年11月20日より施行する。

附則 この規程は、本連盟が公益財団法人としての設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。